



未来を拓く共生社会の実現に向けて

滋賀県知事 嘉田 由紀子

今年度は「滋賀県基本構想」の計画最終年度に当たり、その基本理念である「未来を拓く共生社会」の実現に向け、本県の有する三つの潜在的な力「人の力」「自然の力」「地と知の力」を最大限発揮し、発信することにより、人びとの持つ不安を安心に変え、「未来可能な安心希望社会づくり」を進めていきます。

そのため、限られた財源の中で戦略的な施策の推進を図るため、五つの重点テーマを設定し、優先的に取り組むこととしました。

■重点テーマ1 「県民の『生命』を守り、『不安』を『安心』に変える」

医療・福祉の分野においては、地域の限られた資源を効果的に結びつけ、「看取り」を支える在宅医療体制の整備や各種の支援策を講じます。

また、医療・福祉人材の確保を図るため、大学との連携による医師派遣システムの構築や福祉分野の雇用促進に取り組みます。災害対策では、地震対策として、木造住宅の耐震化や耐震シェルター等の普及、県立高校や災害拠点病院等の耐震対策に取り組むとともに、水害・土砂災害対策として、市町や県民の皆さんとの協働による水害に強い地域づくりなど、住民生活と直結した減災対策を推進します。

■重点テーマ2 「社会で子育て、子育てを支える」

地域のあらゆる人が子供の育ち、育てる環境に向かって力を合わせる仕組みづくりを目指した「子育て三方よしコミュニティ」推進事業」などを進めます。

また、保育所の待機児童の解消や保育環境の改善、放課後児童クラブの充実を図る

施設整備や運営に対し助成するとともに、市町とともに児童虐待の防止に取り組みます。

■重点テーマ3 「琵琶湖を守り、地球を守る」

琵琶湖とそれを取り囲む陸域と沿岸の健全な生態系を保ち、人と湖のかかわりを再生することで、結果として生きものも元気で、水質も保全できる、という仕組みをつくるのが大変重要であり、琵琶湖の総合保全や内湖再生について、これまでの取組みを継承していきます。

また、新たに、本年十月の生物多様性条約第十回締約国会議の開催に合わせ、琵琶湖がはぐくむ生物や文化の多様性を発信するとともに、県民参加の下、異常繁茂している水草を抑制する琵琶湖固有種ワタカの放流などに取り組みます。

地球温暖化対策では、二〇三〇年の温室効果ガス排出量を一九九〇年比で半減させることを目標に、実現までの工程表づくりと条例制定を目指すとともに、電気自動車や充電設備設置を推進するほか、家庭での太陽光発電設備導入の促進、中小企業者のCO₂削減対策への支援を行います。

■重点テーマ4 「未来につながる、ブランド力を生かした元気な産業を育てる」

滋賀県発の優れた環境関連製品・技術の市場化や販路開拓を支援し、萌芽期から成長期へと向かう本県環境産業クラスターの基盤を更に強固なものにしていきます。

また、県内企業の持つ優れた技術を、県外大手企業に対し直接かつ具体的に提案する展示商談会を開催する「近江技術てんびん棒事業」などに力を注ぎます。

さらに、観光交流局を新設し、さまざま

な機会をとらえ、琵琶湖の美しい自然環境やその環境保全の取組み、奥深い歴史・文化資源を発信し、本県のブランド力向上と観光誘客の促進を図ります。

■重点テーマ5 「誇りと生きがいの生まれる雇用を創る」

極めて厳しい本県の雇用情勢に対応し、成長が期待できる医療、介護、環境、農林といった分野を中心に雇用創出を図ります。

新たに、若者を始め就業経験の少ない求職者を、将来の滋賀の産業界で活躍できる人材として育成し、県内企業での就職に結び付けていくための仕組みづくりを行う「滋賀の『三方よし』人づくり事業」などに取り組めます。

■地域主権の確立に向けた基本姿勢

住民の価値観が多様化し、行政が抱える課題が増大する中で、地域のことは地域自らが考え解決していく地域主権の確立を目指し、県民本位・現場主義の視点を持って、地域主権型社会にふさわしい施策の推進や仕組みづくりに取り組むこととします。

そのためには、職員一人ひとりが、法規や理のみならず、人々の思い、生活現場からの視点、そしてそこから生まれる発想を大事にした県政経営、つまり、「法にかなない、理にかなない、情にかなう」姿勢で県政経営に臨むことが必要です。

その具体例として、今年度から新たに「滋賀県協働提案制度」や、事業予算を伴うことがなくとも、政策課題の解決やきめ細やかなサービスの向上に努める「知恵だし汗かきプロジェクト」にも積極的に取り組むこととします。